（協議会）

第十五条の七　半島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県、半島地域市町村又は半島振興対策実施地域の振興に取り組む団体等は、半島振興対策実施地域の広域的かつ総合的な振興の推進に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第十九条第二項中「第三条第一項、第二項及び第四項」を「第二条の二第一項、同条第三項及び第四項」に改め、「含む。）」の下に「並びに第三条第八項から第十一項まで（これらの規定を同条第十二項において準用する場合を含む。）」を、「農林水産大臣」の下に「、内閣総理大臣」を加える。

附則第二項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十七年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに次条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日までに半島振興法第九条の二第九項の認定を受けた産業振興促進計画（同日までに同法第九条の四第一項の規定による変更の認定を受けたときは、その変更後のもの）であって同日においてその計画期間の末日が令和七年三月三十一日であるものについては、その計画期間の末日を令和七年六月三十日とする。

（検討）

第三条　国は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の半島振興法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（総務省設置法の一部改正）

第四条　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第二条第二項の表令和十五年三月三十一日の項の次に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（農林水産省設置法の一部改正）

第五条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（国土交通省設置法の一部改正）

第六条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第二条第一項の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。附則第九条第一項において同じ。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附則第五条の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日	山村振興法

附則第五条の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	半島振興法

附則第九条第一項の表令和七年三月三十一日の項を次のように改める。

令和七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

附則第九条第一項の表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整その他当該計画の推進に関する事務

山村振興法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
文部科学大臣　阿部　俊子
厚生労働大臣　福岡　資麿
農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治
国土交通大臣　中野　洋昌
環境大臣　浅尾慶一郎

法律第十一号

山村振興法の一部を改正する法律

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法律は」の下に「、農林水産物の供給」を、「涵養（かん）、」の下に「生物の多様性の確保その他の」を、「自然環境の保全」の下に「、地球温暖化の防止」を、「目標」の下に「及び国等の責務」を加え、「自立的発展」を「自立的かつ持続的な発展」に改め、「、山村における」の下に「地域の特性を生かした産業の成長発展等による」を加え、「地域間の交流の促進等による」を削り、「の促進を含めた山村における定住の促進及び」を「、山村における定住等及び地域間交流の促進並びに」に改める。